

国土交通省大臣  
太田昭宏 殿

2015年2月10日

## 東京都都市計画道路特定整備路線の中止を求める共同要請書

道路問題しながわ連絡会／住民の暮らしと安全・環境を守る会／池上通り(補助28号線)拡幅に納得できない・暮らし営業を守る会／武蔵小山の環境を考える会／安全・安心・みどり豊かなまちを考える西大井・大井住民の会／都道52号線(環境破壊)に反対する会／都市計画道路(補助73・82号線)建設問題を考える会／81号線住民の会／特定整備路線補助26号線を考える会／志茂一保存会／庶民のまち十条を守る会／くらし・環境・文化遺産を守る86号線住民の会／平井2丁目みちとまちづくりを考える会

東京都が貴省に対して、事業認可申請をおこなった都市計画道路特定整備路線は、沿線住民や自治体の反対で長期間にわたり事業化に移すことができず、事実上の廃止路線となっていたものです。それは、該当する道路が、戦後直後の1946年に計画されたもので、半世紀を超える歳月を経過するなかで、住宅地化がすすみ、戸越銀座商店街などの商業地も形成され、くわえて大学や保育園などの文教・公共施設が計画路線上に建築されるなど、濃密な市街地化がすすめられてきたからであり、同時に、地域と住民にとって、このような道路の必要が認められてこなかったからに他なりません。

ところが東京都は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年までに、東京を「成熟した都市」にするとして、突如、「木密地域不燃化10年プロジェクト」を策定、このなかで「延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路の整備を加速」させるとして、特定整備路線建設をうちだしたのです。

しかし、この延焼遮断帯の構想は、地震火災発災時に「初期消火」をおこなわないことを前提にしたシュミレーションをもとに策定されたものであり、また、火災時に突破される延焼遮断帯が数多く存在することなど、欠陥計画といわざるを得ないものです。くわえて、東京都が事業認可申請にあてって、「交通の円滑化」を道路整備の目的の第一にあげていることは、東京都が住民に説明してきた「防災」「火災延焼の防止」という説明が、住民の反対を封じ込めるための方便に過ぎなかったことを示しています。

さらに、これらの都市計画道路の法的根拠とされている「戦災復興院」告示についても重大な疑義の声があげられています。

いま、国と東京都に求められていることは、地震発災時の人的被害の主因であり火災延焼の最大の原因となる木造住宅の倒壊防止対策をはじめ、燃えない家造りと感震ブレーカーなどの初期消火、可搬式ポンプ車や消防体制の強化など延焼防止対策の抜本的な拡充など、予防原則にたった対策に他なりません。

よって、私たちは、以下の点について強く要請するものです。

## 記

- 1 東京都都市計画道路特定整備路線の事業認可はおこなわないこと。すでに事業認可したものについては取り消すこと。東京都に対して、住民との話し合いをおこない、土地収用などの強権の発動はおこなわないよう求めること。
- 2 都市計画道路決定の法的根拠を明らかにすること。法的根拠を示せない場合は、直ちに事業認可を取り消すとともに、東京都に事業化を中止するよう指導すること。
- 3 国の制度として、家屋の倒壊防止のための耐震診断助成・耐震化助成、無利子貸し付けの創設を実施すること。地方自治体の実施する家屋倒壊防止、家具転倒・落下物防止、延焼防止対策などに対する支援を抜本的に拡充すること
- 4 予防原則にたちかえり、地震被害想定と防災計画の抜本的見直しをおこなうこと
- 5 標記の団体の要望（要請書添付）に誠実に対応すること

以上